

第4回長野県水道ビジョン検討委員会 議事録

日 時：平成28年12月21日（水）午後1時30分から午後4時30分まで

場 所：長野県庁議会棟3階 第2特別会議室

出席委員：国包章一委員長、酒井美月委員、佐藤裕弥委員、島田賢一委員、中條智子委員、
花見陽一委員

オブザーバー：（公財）長野県下水道公社（岩嶋敏男専務理事）

長野県企画振興部市町村課（宮脇諭担当係長）

長野県企業局（玉井俊則水道事業課課長補佐兼経営計画係長）

事務局：中山水大気環境課長、新井課長補佐兼水環境係長、小林課長補佐兼水源水道係長 他2名

【発言者】

【発言内容】

事務局

ただいまから第4回長野県水道ビジョン検討委員会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます。水大気環境課課長補佐兼水源水道係長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、中山水大気環境課長よりごあいさつ申し上げます。

事務局

こんにちは。水大気環境課長の中山でございます。

委員の皆様には年末のお忙しい中にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の検討委員会でございますが、本年5月に第3回目を開催いたしまして約半年ぶりの開催となりました。

この間、7月から11月にかけては、県下10地域におきまして地域検討会を開催し、長野県水道ビジョンの素案の内容や圏域における広域連携等について意見交換を行ってまいりました。

委員の皆様からのご意見や地域検討会でのご意見等を踏まえまして、素案を修正し、原案を作成したところでございます。本日は、その原案をお示しさせていただきますので、是非忌憚のないご意見をいただければと思います。

本日は、よろしくお願いいたします。

事務局

さて、本日ににつきましては6名の委員、全員の御出席をいただいております。

前回に引き続きまして、オブザーバーとして、公益財団法人長野県下水道公社から岩嶋敏男専務理事、長野県企業局水道事業課から玉井俊則課長補佐兼経営計画係長、市町村の公営企業に関する担当部局として長野県企画振興部市町村課の宮脇諭担当係長にご出席をいただいております。

なお、本日の会議につきましては概ね16時30分頃の終了予定とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ここで資料の確認をお願いしたいと思います。会議次第の裏面に、配布資料一覧を載せてございます。本日の資料につきましては、会議次第の綴り、資料、そして参考資料ということで、資料が1から5まで、あと参考資料ということで、配布させていただきますので、不足、乱丁等がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、国包委員長に会議の進行をお願いいたします。

国包委員長

それでは、ただいまから第4回長野県水道ビジョン検討委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、本日の審議につきましても、非公開情報はないということでございますので、公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

国包委員長

ありがとうございます。それでは、本日の審議は公開とさせていただきます。

国包委員長

次に、議事に入らせていただきます。

前回は確か5月だったでしょうか、だいぶ間が空いておりますが、その間に、圏域毎の地域検討会を開催していただいております。検討委員会や地域検討会でいろいろこれまで議論をしてきておりますが、それを踏まえて、事務局で原案が作成されております。

この原案につきましては、しばらく前に、委員の皆様方にもお配りいただきご一読いただきまして、事務局にご意見をいただき、それを踏まえて事務局の方でまた見直していただいているところでございます。

本日は、この見直しの済んだ長野県水道ビジョンの原案、修正原案といえはよろしいでしょうか、これにつきましてご議論をお願いしたいと思っております。

国包委員長

それでは議事に従いまして、(1)長野県水道ビジョン(原案)について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

(資料1から資料4により説明)

国包委員長

どうもありがとうございました。

大まかな骨組みのところの修正内容につきましては、大体今のご説明でご理解をいただけたのではないかと思います。もっとも本体のほうは、事前にお配りいただいたものから見ても、かなりまたボリュームが膨らんでおりますし、大分個別に

も手が加わっておりますので、少しこれをにらんでいただきながらの議論をさせていただく必要があろうかなと思っております。

どういたしましょう。恐らくというか、間違いなく皆さん方のほうでこの新しい原案を手にとって見ていただくのは今が初めてだと思いますし、ちょっと時間をとって見ていただかないと、なかなか具体的にご理解が十分にいただけない部分もあるかと思っておりますけれども。

それはさておき、少しいろいろ議論もしながら、この原案の中身を見ていただければと思いますが、今ご説明があったこと、資料の1、2、3あたりでしょうか、この辺のことについて何かご質問とかございますでしょうか。

花見委員

資料の2の中で、持続可能な水道事業経営の中で、公営水道事業数が現状243事業という中で、平成32年で126と約半分に設定されているんですが、それはどういった内容でこうなったんでしょうか。

事務局

これにつきましては、以前、簡易水道の統合整備計画がある事業者にはお出しいただいているのですが、その計画年度が一応平成28年度までということで当初言われていました。ただ、これにつきましては、なかなか順調に進まなかったり、財政的なサポートも国の予算が厳しいということで、平成31年度まで3年間猶予されております。そこで、その統合整備計画に沿って簡易水道の統合が進むと、ここまでは事業数が減るといふようなところで数字のほうはお出しさせていただいています。統合整備計画自体は市町村さん、水道事業者さんで作成のうえ出していただいた計画ですので、あとはそれをどうやって進めるかというところにはなろうとは思いますが、基本的には、事業者の皆さんからいただいた計画に基づいて統合が進むとこうなりますという数字をお出しさせていただいています。

国包委員長

よろしいですか。この件については、今のご説明ですと、一応こういう方向で既に走っていることを、このビジョンの中でこういう形で記載するようにしたことだろうと思うんですが、よろしいですね、そういうことで。

事務局

結構です。

国包委員長

それで、あえて申し上げれば、原案、本文のほうでは66ページから67ページにこの辺の数字が入った表が上がっておりますですけども、ここでどうなんでしよう、県のほうの役割といいますか、県からの支援みたいなもの、後押しは何かあるのかないのかというのは私、ちょっと気になったんですけども、いかがでしょう。何もこの67ページにはそのことについては直接には触れていないようなんですけども。

事務局 県としましても、認可権者ということもございますので、事業の統合等につきましては認可変更に係る相談等を受ける中で、助言等はできると思います。

国包委員長 わかりました。今のご説明ですと、本来業務の中でということですよ。もしご無理がなくて可能であればですが、こういった先ほど来のご質問のようなことに関しても、県のほうで具体的に何か支援ができるよとかということがあれば、つまり認可の中でということをもう少し超えてという意味なんですけれども、情報提供であれ何であれいいと思います。何か可能であれば一言加筆していただければいいかなと思いました。

ほかに、どなたでも結構ですし、内容も今のことに関連すること、あるいはそれ以外のことで結構ですので、ご質問等がございましたら。資料の1の圏域での検討に関することでももちろん結構ですけれども、いかがでしょうか。ご質問でもご意見でも結構です。

佐藤委員 では、資料1、地域検討会の概況について、質問と意見を一緒にコメントしてみたいと思います。

まず、この実際の地域検討会、非常に多くの回数を各地域で重ねて大変だったと思います。そうした中で、今回これだけの資料が出てきていて、個別にこの実際の各団体からの意見等の内容については、今この場でどうこうということはありませんけれども、一覧させていただくと、かなり積極的、あるいは現実的な意見等が出されているということです。これについて、多分このビジョンの原案のほうではそれぞれの必要な項目に盛り込みはされているかと思いますが、そもそもこの資料1自体が意見交換の場の材料の資料になるのではなかろうかと思いましたが、この資料1を実際の各団体のフィードバック、もしくは利用方策について何か案があればお聞かせいただければと思っております。

さらに要望としては、最終的にはここの検討会ではあくまでも新水道ビジョンに基づいた、新しい今後の根幹のビジョンの方向性ということではありますけれども、このビジョンのやはり柱の一つと思われるような広域連携、あるいはその検討の場の設置など、それらを進めるのがこの資料1の資料ではないのかと思いましたが、重ねてその辺のところを質問と意見ということでコメントいたしました。

以上です。

国包委員長 何かこの辺のことにつきまして、事務局のほうから今の時点でのお考えなり、何かコメントをいただければありがたいですけれども。

事務局 資料1の今後の利用というか活用方法ですが、実際いろいろ圏域からお話をいただく中で、この資料も事業者さんにフィードバックはさせていただいております。多分この資料1を使いながら、実際の検討の場で議論を始める、手をつけていかな

ければいけないのかなと考えております。検討の場はまだ立ち上がっておりませんが、このような各事業者さんから出していただいた率直な意見、本音のところを極力くみ上げながら、検討の場の中でその圏域で何ができるかということ話し合っていかなければいけないのかなと思います。

国包委員長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

島田委員 今、佐藤委員からお話のあったこの資料の1ですか、3ページ目の各圏域からの意見等の内容の中で意見の語尾を見ると「困難」とか「可能なのか」、特に「困難」という言葉が最後に語尾に必ず出てくるのですが、それと次に県の支援の充実ということで、いろいろとここに、県の財政支援等があればいいとか、「県が支援する」という言葉に表れているように、市町村は県の支援を期待するといっぱい書いてあるんですけれども、もう少しその辺、県として何かコメントがあればお願いします。

事務局 実際、地域検討会の中でお話しをうかがう中で、「支援だけですか」とか、「助言だけですか」と云った意見をいただきました、そこで財政的な支援とか言えればいいんですけれども、現状すぐには予算的な問題もございまして、なかなか「できます」とは言えないというのが現実なところでございます。そういう中で、今後、実際検討の場を立ち上げて、その圏域の中で方向性をつくるにしても、多分何らかの形で綿密な計算とかが必要となればコンサルに入ってもらったりとか、先々必要になると思っておりますが、実際にこれができるというのは、この場では言いにくい状況です。

国包委員長 何から申し上げればいいのかよくわかりませんが、確かにたくさんある小規模のところにとっては、状況は決してよくはない。何とかしなきゃいけないと自らも思われるような状況にあるけれども、なかなかそこから一步、二歩、あるいは半歩でも踏み出すのが容易ではない。踏み出すためにはお金も必要だし、あるいは人手とか時間も必要であるけれども、なかなかその余裕もないという状況であろうと思うんですよね。もっとも、現状のままですと、放っておいて状況がよくなるという可能性は少ない、むしろより大変になるかもしれないというところではないかと思うんですけれども。もっとも、片一方で、例えば県のほうに全面的におんぶにだっこで何とかしてくれと言われても、県としてもいかんともし難いという、そういう状況もまた片一方では理解できるつもりでいるんですけれども、ただ、そのところをやっぱり何とかして前に踏み出せるようにしていくしかないんだろうと思うんです。もしなんでしたら、後ほど佐藤委員あたりからでも、国のほうの検討会の様子ですとか、あるいは法改正の方向ですとか、そういった面での関連するお話もしていただくことにいたしますが、国としてもそういった現状を打開するために、一つ

には法改正というようなことを考えているのではないかと思いますし、このところは何とかやはり県のほうでも踏ん張って、ビジョンをつくるのは一つの手だてではありますけれども、たとえ少しでも前に進めるような方策を打ち出していただければ、私としても非常にありがたいなと思っております。

下水道公社

これ、読んできまして、計画についていろいろ言っているんですが、言葉一言で言うと「困った」って言っているだけなんですよね。というのは、計画をつくる時には、水道事業にそれなりの知見があって、それで自分のところの施設の状況だとか、それを全体トータルとして理解できないと計画ができないんですけれども、市町村の職員ってスーパーマンですから、浅く広くやっていますから、一般的に思う精緻な計画をつくれといったら、みんなは拒否反応が出てきてしまうと思うんですよ。きっと県ができることは、このレベルのことをこのくらい考えてくださいよと。そんな精緻なものはきっと無理なんです。現場合わせでころころ変わってくるものですから、自分の設備の状況について把握してくださいよ、それだとか、何を維持するんですかというようなことを各項目でみんな議論して決めてくださいよというくらいで十分なレベルのものってきっと相当あると思うんですね、この計画の中に。実は下水道でも同じことを求められていまして、市町村がコンサルタントにその計画づくりを委託したら、見積もりが1億7,000万円と出してきたとか、国交省は何か怒っていましたが、そんな凄いもの作らなくたっていいんだと。そうじゃなくて、将来大体このくらいお金がかかるんですよ、今、方策をとれば、それが平準化されて楽になりますよだとか、市町村は多くの資産を持っていて、それが将来的にはみんな更新投資が必要になる、その時にどういうタイミングで更新投資をして、住みやすい市町村をつくっていくか、ということをきっと国の総務省では求めていると思うのですよ。そういう計画をみんな作ってほしいですよと。それが各省庁ごとに区分されて出てくると、きつこういうことになってくると思うし、統合するのは現場なものですから、現場はもうそんなのわかるわけないだろうということになると思うんですよ。だから、それを支援してやるというのは、やっぱりこのレベルのことを書いていただければ80点ですよということを、きっと県は示せると思うのですよ。それを示してやれば、その計画づくりだとか、それを考える取っかかりがきつとできてくるのではないかなと思っておりますから、それはお示しすると書いたほうがいいのではないかなと思っておりますけれども。その計画の基本的な考え方だとかやり方だとか。

国包委員長

じゃ、島田さん続けてどうぞ。

島田委員

例えば今回の資料の中で、いろいろ目標達成の指標があるんですけれども、公営企業会計の適用とか、それからアセットマネジメントの県の取り組みとかね。今、岩嶋さんおっしゃられましたけれども、実際に経営戦略も含めて、アセットマネジ

メントをやるには資産台帳とか自己診断しなきゃいけないんだけど、今言われるように、多分みんなそれが大変だと思うんですよ。それで、どうしても県のほうを向いちゃうんですけども、結局県のほうでこの水道ビジョンの施策を展開、進行していくには、県下の水道事業体をあらゆる角度から経営診断みたいなことをしてあげないと、多分老朽化の更新ってどうやってやんのとか、耐震化の計画ってどうやって立案するのとか、圏域でいろいろ課題が出ているんですけども、やっぱりどうしても県のほうで支援していただきたいというのが長野市も含めてお願いしていきたいところなんです。例えば県の業務として、やっぱり認可と指導の関係ですね、その次は補助金の執行とかそうやる中で、当然財務のほうも見てきますから、そういうところの分析だとか指導、それからあと今言った調査ですね。県からいろいろな計画関係の調査が来ますけれども、具体的にどうやったらいいのかというのが、やっぱりやり方の指導など、調査業務支援の充実だとか、あと一番大事な、私どもが担当している水道技術管理者の職務ですけど、一番は衛生管理、それからあと施設の維持管理の指導ですね。今、国でも点検記録をつけてとか、下水のほうは下水道台帳がありますけれども、水道はないので、そういうものを作りなさいという国のお話もあるようです。それで最後に今年は、東北地方でも大きな豪雨災害が発生し、水源がだめになるということもあって、一番の基幹である水源の危機管理というのがまた大きな問題として出ています。その辺の5点ぐらいを全て見られるような形で県が市町村を指導してもらえるとありがたいと思っています。これは理想ですけどもね。だから、ぜひそういう形でいろいろな分析をしてもらいたい。私どもも今年、料金改定をやっていますけれども、料金の値上げをするといっても、料金改定の仕方が一番難しく、長野市もやっと水道施設整備計画というのを作ったんですけども、50年分、それで50年ぐらいの投資計画がわかって、では料金はどうなるのか、と試算をやったら、どこで値上げをしなければいけないかを見るのに、やっぱりアセットマネジメントと資産台帳をつくらないといけない。あと、広域化する前提では、一体自分たちはどのぐらいの状況なのかという把握が必要。ただ料金も値上げしないで、ここの23ページにもありますけれども、45事業体で純利益を計上してるんですけども、それは必要な投資をしないから黒字になっているだけであったり。やっぱり皆さん、僕もそうですけれども、みんな首長というトップがおりまして、料金改定が必要と担当が言っても、首長さんとしてのまた違う判断もありますし、今、水道事業体として経営戦略を策定する中で10年後で1.何倍ならいいですけども、多分50年とか長期を見据えると、3倍、4倍とか貰わないと事業継続ができないのではないのかという具体的な数字が出てくるんで、そういうものをお示ししてもらおうと、みんなびっくりして、これはというような気はするんですけども、ちょうど料金改定をやっていて、いろいろ自分たちでもすごく苦労した経験から申し上げました。

下水道公社

企業局はアセットマネジメントどのくらい進んでいましたか。

長野県企業局 アセット3Cを、末端は平成25年度、用水供給事業は平成26年度にそれぞれ実施しています。

下水道公社 そのぐらいでいいので、それを公表して、苦労したところだとか、それを企業局が公表してくれると。それで、実はわからないところがあって、わからないところについてはこういうことを前提に類推したとか、そういう情報があればすぐ役に立つと思うんですよ。資料がない場合については現在価で、一応何年、大体つくったのがあるから、その経過年数とそのつくり方だとか、そういうのをどこかで見せてあげれば、少し自信をもって、これならできるかなと思うのではないかなと思います。

今、島田委員おっしゃったように、アセットマネジメントは、レベルはそんなに精緻じゃなくていいから、やらないと将来どのくらい経費がかかるのか、今黒字は何で起きているの、ということもわからないんですよ。これは企業局にいたときに、いろいろな市町村を回った時に、「うちは黒字だからいいよ、減価償却費が少なくていいよ」と、トップの方がおっしゃっていましたが、実はそれはすぐそこにほぼ償却し終わった資産しかないということ、劣化した資産をお抱えになっているだけで、更新投資が必要になるということが頭に入っていないということも見受けられたのです。だから、そういう意味で、大ざっぱなざっくりしたものでいから、アセットマネジメントの簡易版というのができたらいいと思うんですけどもね、それがあればすごくいいのかなと思います。

長野県企業局 アセット3Cを実施した際、私は企業局に所属しておりませんでしたので、詳細は存じません。

しかし、企業会計で減価償却や除却損の計算をする際は、資産台帳や配管台帳が整備されていないと計算できないものですから、当然台帳類は整備されていた筈です。それを基にアセットマネジメントを実施したものと思います。

下水道公社 来年の3月までに一応全資産、市町村も把握しなければいけないんですよ。市町村課で指導されていますよね。一般会計で持っているものから、企業会計で持っているものから、全部のトータルでの貸借対照表をつくれって言っているんですよ。地方公会計で。だから、基本的なものはそのタイミングで整備はされるはずですよ。何らかの形のものは。

長野県企業局 そうでないとバランスシートができないですよ。

下水道公社 その資産がちゃんと整理されていれば、きっと簡単なものを示してやれば、エクセルの表にここに打つとどうなるよだとかというのができれば、余り悩むこともな

くて、そんなに精緻なものでなければできると思うんですけれども。

長野県企業局 そうですね。紙ベースしか残ってなくて、その後メンテナンス全然やっていないというようなことだと、その部分は力仕事というんですかね、そんなことが必要なのかなと思います。

下水道公社 市町村はどこが中心になって進めているかわかんないですが、例えば財政担当部門だとか、そこは市町村の全資産のチェックをやっているんですよね。2年後ですか。

市町村課 来春から。

下水道公社 来春から、何でかんでやらなくちゃいけないというんでしょう。

市町村課 はい。

下水道公社 ですから、やっているはずですから、緻密さはどうかわかりませんが、一応のものは見えてくるようになるはずですが、水道については。だから、それを踏み台にして示してあげれば、ああ、これがこれからこんなに金かかるのかって、そこで業務が始まって、できることとできないことがありますから、これはもう捨てる場所は出てくるはずなんですよ、判断の上で。

島田委員 だから、そのような資料が出たら、県一覧でお示ししてあげるってことですよね。この間、水道事業体の集まりの全国会議に参加して、その中で研究発表会がありまして、奈良県は県が主導で小規模事業体の支援業務をやっていると、発表していたんですけれども、ご承知のように、簡易水道の部分については県が指導や助言を行っていますので、それらの市町村を回って、施設の老朽度、それから運転管理の状況とか、水源の状況とか見てあげて、分析してあげて、それで1枚の通知表みたいに渡してあげて、全員で横並びになると、いや、うちの水道事業はこういう状況なのか？というふうになるんで、さっき申し上げたのは、そういうところまでやっぱり支援をしてあげないと、長野県の場合は職員の皆さんが沢山の仕事をかけ持ちという状況は見てわかるんで、その辺を委員の皆様が先ほどから言っているとおりに、県にお願いしたいところだと思うんですよね。

下水道公社 事業者はアセットマネジメントとかをコンサルタントに頼むんですけれども、冊子を作るよりも簡便な思考方法はどうしたらいいですかというのをコンサルにつくってもらったほうがいいですね。自分でメンテできるものを。きっと企業局でもそうやってきたはずなんです。今のアセットマネジメントなんていう言葉がない時代

から、自分の資産管理をして、いつ更新投資が来そうだからというようなことを議論しながら、私30年前にやっていたから、だからもうずっとやっているんで。そのレベルは違うんですけどもね。初めてというと、何をやるのかというのがわからなくて、きつとこういう反応が出てくるんですね。資産の台帳ができますから、ちょうどいい機会ですから、やり方をですね、自分でできなきゃだめなんですよ。

長野県企業局

企業局は現在、広域的に末端の給水をやっておりますが、発足は複数の簡水を整備統合し資産を引き受け発足しており、簡水の資産のスペックが不明なものも少なからずありまして、推測で資産計上したものもあると思います。

また、十数年前は下水道工事が最盛期でしたが、当時、企業局の水道事業は赤字でしたので独自では布設替えできないので、下水道工事に合わせて布設替えを進めておりました。

布設替え後のデータは正確ですが、布設替え前の事業統合したときのデータは管がどこに埋まっているかもわからないような管も少なからずありまして、そのところをある程度、精緻にできるところと、岩嶋さんがおっしゃったように、推測で処理せざるを得ないところがあると思います。

いずれにしても、まずはアセットに手を付け、表にして、自らの事業の立ち位置を把握することが大切かと思えます。

国包委員長

ちょっとよろしいでしょうか。時間も限られておりますので、非常に貴重なご意見をいただいておりますが、アセットマネジメントの件についてはとりあえずこれぐらいにさせていただきたいと思うんです。今のいろいろなご指摘、それ以前のこの資料1の記載ですね、もちろん事務局の県のほうとしても、現状がどういうところにあるかとか、特に小規模の事業体についてはどういったことが問題であるか、あるいは何がやるべきであるにもかかわらずやれていないかとか、そういったところについては重々ご理解をされていると思うんですが、それで、ここから先は、何をどうするか、それもある程度はわかっている、やはり先立つものも必要ですし、県のほうで、まあ私が申し上げるのも変ですけども、人員も限られていて、いろいろ日常のお仕事もある中でどうするかというようなことももちろんあると思います。それと、そうばかりは言っていられない、やっぱり何とかしていただかなきゃいけない、してほしいというのも、私どもの、あるいは委員の全員の考えだろうと思いますけれども。

ここから先は私の杞憂かもしれないんですが、仮にアセットマネジメントなりを曲がりなりにもやっていった場合に、恐らく小規模のところのかなりは、また余計先行きに対する不安が具体的に見えてくるようになって、不安といいますかね、先行きこれは大変だということが具体的に見えてくるようになって、より不安が募るとか心配になる、でも何もできないとかというようなことになるかもしれないと思

うんですね。でも、やはりそういった問題を少しずつでも解決の方向に持っていかないと、やはりこのビジョンをつくった意義がなかなか発揮されないと思いますし、そういう意味では何とかしていろいろな関係者なり関係機関の力を合わせながら前に進めていくようにしなきゃいけないと思うんですね。

それと、今まだ具体的な議論になっていませんが、広域化といいますか、そんな広域にはならないかもしれないですけども、小さいところが個別にということではなくて、幾つか共同で、あるいは協力し合いながら事を進めていくようになるし、またそのことによってどんどんいろいろなことも見えてくるようになるし、やり易くもなっていくようになるのではないかなと思うんですけども、ただ現状ではなかなかそこにはまだ踏み出せていないので、個別にはなかなか、そう言われても、何をどうしていいかわからない、やれないというような状況が続いているということじゃないかなと思います。そういった意味では、何から手をつけるべきかということも余り具体的によくわかっていないところが多いのかもしれないなと思います。

それで、そういったことを考えますと、ビジョンはビジョンで書ける範囲なり、ボリュームも限られているでしょうし、これはこれでできるだけきちんとしたものをつくり上げるということにして、さらにその裏づけとしてどこまでこれを具体的に進めていくことができるのか、どうやっていけばいいのかというようなことについてもぜひ、できればこの場でも少し意見なり知恵を出し合うことができればいいなというように思いながら今のやりとりを聞いておりました。

何か県のほうから、事務局のほうから御発言がございましたら。あるいは、その前にほかの方からもこの件に関してご意見をいただくようにいたしますか。もうちょっといただいたほうがよろしいですか。先ほど来、佐藤委員にもこういう内容のお話ですしということで、島田委員からもお話がありました。佐藤委員からもいかがですか。

佐藤委員

皆さんと今意見交換をしている中でまず思った点を、二、三コメントしてみたいと思うんですけども、1つには、県の役割としてというところで、やはり県って一体誰なのというところなんだと思うんですけども、厚生労働省で今、県が主導的にまとめてほしいというのは、当然衛生行政部局を意図した県ではありますけれども、ここは多分、長野県に当てはめてみると、やはり企業局さんとして実際に水にかかわっている分野、あるいは先ほどもちょっと財務会計の話、あるいはアセットマネジメントの話もありましたけれども、ここはやはり市町村行政、市町村課の所管ということかもしれない。こうしたところが多分このビジョンの中でもう一步踏み込めないだろうかというところが先ほどの多分皆さんの意見の隠れた本質ではなかったのかなというふうに私はちょっと聞いておりました。

私の意見としては、そういった観点から、先ほど企業局でやったアセットマネジメントの経験などをご紹介いただきましたけれども、そういった経験などが、やは

り水道というのはやっている人が一番よくわかっているという世界でもあるわけですね。そうした中で、県が実際に中心的役割を今後も担っていくというのは、やはり経験のある企業局、あるいは場合によっては財務会計面からの市町村課の役割なんかも含めてこのビジョンをまとめられないだろうかということをお話しておきます。

それと、先ほどアセットマネジメントにしても、そんな精緻なのは要らないという、そのとおりだと思います。実際に多くの団体で、今、外部に委託するなどして作業をしておりますけれども、一応この分野を担当している人間からすると、多少誤りがあっても、実は資産をしっかりと管理することによって、今後それを維持継続してやっていけば、時間の経過とともに正しくなっていくと。そもそもそういう意味で、現在置かれた状況と今後、将来、そうしたところが明らかになるような計画づくり、これが多分経営戦略でありアセットマネジメントの策定でありということになろうと思います。その辺は少し緩やかな取り組みをということは、実務上は必要かもしれません。いずれにしても、そういったところをしかるべき経験者がしっかりとかわっていく仕組みということを提案してみたいと思います。

以上です。

国包委員長

どうぞ、酒井委員。

酒井委員

先ほどのお話を聞いていて、ちょっとアセットマネジメントのところの数字で気になっているところがあるんですけども、原案のところの47ページのところ、現況のところの実施状況が数字であって、47ページの一番上の表6-2ですが、こちら全体で50の事業者のうち27実施済みとなっていて、54%と書いてあるんですけども、後ろのところの取り組みのところの目標のところ、3Cと4Dのそれぞれ、26%と4%になっていますが、現況のところだと何かもっと進んでいるような数値で54%になっていると思ったんですが、見方が何か間違っているのでしょうか。

事務局

表の6-2に関しましては、事業者数を50（上水道、用水供給）、実施済みというのは、何かしらのタイプで、とりあえず1Aでも4Dでも全部のカウントということになっております。

酒井委員

ということは、目標としては3Cか4Dを最終的な目標で100%にしているから、今の3Cと4Dをやっているところだけをピックアップして数字にしてあるということなんですね。

事務局

そうですね。

酒井委員 ありがとうございます。

国包委員長 今の酒井委員のご質問、ご指摘に関しては、こういったどう理解するのか、どう表現するのかということだけですので、これだけで問題は解決してしまえると思うんですが、もし今のような疑問が出てくるようであれば、68ページのこの表の下側にでも、あるいは47ページの表6-2でもいいんですけども、何かそういうような説明書きを少し加えておいてもらえると誤解は生じないかなと思います。

酒井委員 いや、多分私がこの上の表だけを見て、下の実施タイプもちゃんと全部数字を見ればわかったと思うんですけども。

国包委員長 それを見ればわかるんでしょうね。後ろのほうに何か少し、現状では3C、4D以外もあるんだけど、全部このレベルに持っていくんだということにしていたでもいいのではないのでしょうか。

酒井委員 だとすると、恐らく68ページの図が、委員長がおっしゃるとおり、現状のところのやつをほかのものも全部書いて、ただし、目標値のところはこの100%を目指すということなんだと思うんです。ただ、そうすると、やっぱり現場から出てきた意見のということとは、先ほどまでの議論のところとはちょっと相入れない可能性はあるかとは思うんですけども、そこはこちらの議論の話で、質問のほうは理解しました。

国包委員長 ありがとうございます。最後におっしゃったことはあれですね、目標がそうだと
言われても、なかなか現実問題として我々そんなことはという……

酒井委員 そうです。こちら、地域検討会で出てきた意見のところの、特に4ページのところあたりでは、3Cが厳しい、2Cくらいだったりとか、いろいろな意見が出ている中で、ほとんど全て厳しいというようなのを言われている中で、それでも一応期間内を目指すというふうなものを、やっぱりこの68ページには入れるのかどうかということのことだと思います。

国包委員長 そういう意味では、改めてこの68ページの目標値の妥当性についてはいかがでしょう。大丈夫ですか。

事務局 目標値の設定の考え方なんですけれども、3Cに関しましては、原案47ページに、水道におけるアセットマネジメント（資産管理）というところでコラムをつくらせていただいております。その次のページに続いておまして、水道におけるアセットマネジメントの検討タイプということで整理をしております。

それで、端的に申しますと、3Cというのは国のほうでつくっていますアセットマネジメント簡易支援ツールを使ってできるレベルということになっています。簡易支援ツールに関しましてはエクセルのファイル1つで、たくさんシートはあるんですが、ここにこういう数字を入れろということで整理をされていまして、一通りやれば1Cレベルの検討はできます。タイプ1の更新需要の関係は、資産台帳がない場合に関しても、とりあえず過去の建設改良費を一通り入れてみると。それで、仮に全ての資産が40年法定耐用年数であれば、どういうふうに将来推移が動いていくかということを出してくれます。それで、財政のほう、タイプCに関しましては、直近5年程度の決算情報を入れていただくと、有収水量が毎年、今のトレンドで言うところのどのくらい減っていくようだとか、維持管理費はどのくらい伸びていくようだとかというのを、前提の式がもう入っていて、勝手に推計してくれるような形になっています。精度を高めていくためには、資産のレベルを建設改良費から実際の資産台帳の数字だとかに入れかえていたり、あるいは推計の式というものを独自の事業者さんの数字に変えていただいたりということで、徐々にレベルを高めていけるようなツールになっております。そういった意味で、このツールを使っていただければ3Cにはなるということで、3Cを設定しています。

また、資産台帳の整備に関しましては、先ほど市町村課からお話があったような、そういった台帳整備の話もありますし、今行われている法改正に向けた国の検討会のほうでも、恐らく資産台帳の整備に関しましては義務づけ化の方向で流れているというところもありますので、そこを押さえれば3Cレベルは5年でできるんじゃないかということで設定しています。

4Dになりますと、そこに将来のダウンサイジングの話ですとかそういったものが加わってきますので、またそれはかなりもう一歩進んだ段階ということになってきますので、3Cのほうを進めてもらいながら、周辺の耐震化計画ですとか水安全計画に基づいて、どういうリスクがあって、どこに手当てしなきゃいけないとか、そういったものも同時に並行していただけて、中間年度まで目指していくと。中間年度までにそこをそろえていただけてから、4Dに上げていく作業を次の5年でやっていきたいというような理念で作っておるというところがございます。

実は耐震化計画に関しましても国のほうで簡易ツールみたいなのはつくっておりますし、水安全計画に関しましても簡易ツールはつくられているんですね。こういったツールの提供を通じて、私どものほうで今までも計画をつくってくださいということはお願いをしてきています。特にアセットマネジメントに関しましては、県内でも厚労省の担当者を招いて研修会を開きましたり、簡易支援ツールの使い方についても独自に水大気環境課で研修会を開催させていただいたりしました。

ですが、今、実際にアセットマネジメントに取り組まれている方というのは、実は上水道、用水供給に関しましては国庫補助要件になっていまして、アセットマネジメントをやっていないと補助できませんという話になっているので、逆を言う

と、補助をもらう以外にやる理由がないというのを事業者さんが正直な感想として持っているんです。私どものほうの指導の行き届かなさがあるとは思いますが、いろいろなツールが出ていまして、必要な情報に関しては幾らでも情報提供は今までもしてきています。ツールの使い方がわからなかったら、やる気があるところは直接聞いてきて、私が説明したりしています。なんです、その前段階にある事業者さんがやっぱりかなり多いんです。そここのところをしっかりとするのは、やはり日常業務の中といいますか、日々の仕事の中でしっかり立ち入りをやっていく、それで市町村課にも協力をいただきながら、我々のほうではちょっと弱い経営面の指導ということをしっかりとやっていかなければいけないと。それに関しましては、ビジョンの中でどううたうかというところはありますけれども、重々承知はしております、当然ビジョンとしてこういう目標を掲げた以上は、しっかりと県として取り組んでいきたいという所存ではございます。

国包委員長

どうもありがとうございました。よろしいですか。

酒井委員

ありがとうございました。こちらの地域検討会での意見というのと、ビジョンのほうを読んだときの印象として、このような意見が出るという仕組みが、数値的な目標がはっきり指定されていて、それは当然それに対する反発という……、反発というのはちょっと違うと思うんですけれども、そういうふうなのが出ることはわかりますし、それに対して、読んだときに、具体的な方策が数字でばっちり示されているのに、その下を書いてある県の役割はすごくあっさり、何か誰でも書けそうなことがという印象がすごくあるんですけれども、ただし、今お話を聞いたところでは、その具体的な数値目標に対するフォローであったり、こういったことをすればいいんだということを示すことができるというふうなことを印象として感じるので、であれば、もう頑張ってやっぱり数値目標は入れておくべきだろうというふうな印象をすごく受けました。

ただ、やはり一番初めに持っていた、その下を書いてある県の役割の部分の部分がかなりあっさりしているという印象は拭えないので、そここのところは、具体的なものを対応によって変わるので書きにくいというのはあると思うんですけれども、それを、これだけサポートします、当然その知見とか情報提供だけではなくという部分のサポートが欲しいという気持ちはあるとしても、それは書きようがないと思うので、できる範囲の情報提供をする用意があるというのをもう少し具体的に書いたほうが、こちらがやる気を見せているんだから頑張ってほしいという意図が伝わるような気がいたします。

国包委員長

どうもありがとうございます。今の、特にまた最後のご指摘は大事な部分だと思います。私も含めてですが、我々委員の立場としては、やはりビジョンとしていいものができると、書きものとしていいものができるとは当然のことなんですけ

れども、それとあわせて、やはりその実施体制ですとかフォローアップ体制ですとか、そういったものがきちんとしたもの、望ましいものになることもあわせて期待をしたいと思っておりますし、そういう意味ではぜひ、大変でしょうが、事務局、県としても最大限頑張っていたきたいと思っておりますし、今のご指摘は、個別の記載事項、例えばアセットマネジメントとかに関しては、県の役割なりをもう少しきちんと具体的に書き込んでいただければありがたいというご指摘だったと思います。

酒井委員 あれだけ具体的なお話があるのであれば、やっぱり書いてしまっていていいと思う。その助言、支援、情報提供って、多分どこにでも書ける、どのページにも書けると思うんです。

国包委員長 一般的な表現ではなくてということですね。

酒井委員 当然内容は違うはずですよ。助言と支援と情報提供の内容がそれぞれの方策によって違うので、その方策をそれぞれ別々に持っているんだという意思を示しているんじゃないでしょうか。

国包委員長 ちょっとよろしいですか、続きを。
今のようなご指摘は、とりあえずアセットマネジメントに関して話が出ておりますけれども、ほかのことにしても同様だろうというように我々は理解しておりますし、そういう目ですとほかの項目についても、もし具体化なりできる部分があれば是非そういう方向でご検討をいただきたいというように思います。これは全員からのお願いだというようにご理解いただければありがたいと思います。

島田委員 今、事務局から丁寧な説明をいただいて、きちんと市町村の指導を県がやっているということは重々承知をしています。今、酒井委員さんもおっしゃったように、長期的な展望と短期的にやっていることもあるんで、短期と中期と長期に分けたような書き方にすれば、当然今県がやっていることは短期的な事象についてもやっているし、またそれは今後も推進していくし、それで広域とかそういう課題はやっぱり中長期的な問題になってくるんで、その辺を分けて頂き、さっき佐藤先生もおっしゃったように、やっぱりもう今は、市町村課さんの情報分析力が一番重要だと思うんですよ、経営状態のことが。そのことを視野に入れつつというような表現をもうちょっと入れて頂くと良いと思います。また今日は市町村課さんが来てますから、その辺を、意見としてやっぱり、皆さんが期待をしていると思います。花見さんとしてもね、応援を特に簡水はしてもらいたいでしょし、当然県民として、料金がこんな高いところとこんな低いところというのは議論になるし、また国全体の議論にもつながるんだけど、そういう問題もあるんで、やっぱり長野県民としては全部同じ方向を向いてやっていただきたいという県に対する大きな要望でござ

います。書き方の中では、さっき申し上げた、県の取り組みでやっていることは短期でどんどん進めていくと。それで、中期でやって、長期的にはというようなのを書いていけば。組織の問題はやっぱり中長期的な問題になってくるし、課題とすれば、やっぱりそこが一番何かあるような気がするんで、そういうふうに書いていただだけでも何か大分いいんじゃないかと思います。

国包委員長

どうもありがとうございます。

それでは、ちょっと中途半端なタイミングになってしまいますが、時間はちょうど真ん中ぐらいになりますんで、この辺でちょっとしばらく休憩をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。今、あの時計で2分ぐらいですから、15分まで、10分強の休憩ということでよろしいでしょうか。じゃ、そうさせていただきます。しばらくお休みください。

(休憩)

国包委員長

それでは、よろしいでしょうか、時間になりましたので再開をさせていただきたいと思います。

今までの議論の続きということで結構でございます。ご質問とかご意見とかあれば、この場でお出しただければと思います。

いずれパブリックコメントをしていただくということになると思いますんで、今日いろいろご意見をいただくことによって、その結果、場合によって、内容によってはパブリックコメントにも反映されるということになるかと思っています。そういう意味でも大事な機会でございますので、ぜひ皆さん方からご意見をいただければと思います。

せっかくの機会ですので、きょうできるだけ皆さん方から多様なご意見をいただければと思っておりますので、中條さん、まだご意見をいただいておりますし、何か、全体を通して結構です、どんなことでも結構ですので、もしございましたらお願いをしたいと思います。

中條委員

素人でございますが、ちょっと皆さんのような議論に加われるかどうか、ただいま聞いておまして、大変なことだなというふうに思ひまして、県民として安全・安心なお水をただ水道をひねれば自然に供給されるものだと思っている私を含めた県民に、どのように安心・安全なお水を供給するというのが大変かということをお啓蒙するにはどうしたらいいかなというふうに考えています。

これから、県民の立場ということも、先に見せていただきました原案のところにもありますので、そういうことを考えながら、やっぱり県民の立場としては、そんなに料金が高くなったり変わっていくということにやっぱり皆さん敏感になると思いますので、そんなところを見ながら、もう少し皆さんのお話をお聞きしながら整

理してまいりたいなというふうに思っております。

国包委員長

どうもありがとうございました。また何かございましたら、どうぞ遠慮なくご発言いただければと思います。

花見さん、いかがでしょうか。先ほど来のアセットマネジメントのこともございますし、どうぞ。

花見委員

花見でございます。先ほども話しましたが、やはりアセットマネジメントの関係でございますが、村のほうはまだこれからという状況ですが、今、私どもも考えていて、やはり基となる資産台帳の関係ですかね、それをやらなくてはいけないということは重々承知はしているんですが、まあ現実的に、じゃどのように取っかかりをしていけばいいのかなという点もございまして、こういうビジョンのこの計画の中でもありますが、先ほどもあるように、やはりどうしても県の力がぜひとも必要になるのかなというふうに考えております。

今後、資料の中でもありますが、こういう村の一財産、全て小さな規模の村としましては、県のお力添え、また中規模程度、または大きな事業所の協力なしでは、村のほうの運営は難しいのかなというのが現実でございますので、それを踏まえまして、今後ともこのビジョンをもとに進めさせていただければなと思っております。

1点なんですけど、先ほど来もごさい地域での検討会がございまして、その中でもいろいろ意見があるんですが、この辺の内容についても今回いろいろ素案の中で大分反映されていると思うんですけども、やはり今度はパブリックコメントとか、そういう進む中でもまたいろいろ出てくるかと思うんですけど、またその都度、いろいろ情報などをいただければと思っております。よろしくお願ひします。

国包委員長

どうもありがとうございました。

今の話をお伺いしながらふと思ったんですが、先ほどのアセットマネジメントも一つの例ですけども、やはりどちらかというと、いろいろなことに関して国のほうから出てくるものは結構大部なもので、これでやりなさいとか、いろいろ詳しいことが書いてあったりとか、事細かにとかということが多いんですけども、まあ実は私自身もそういったことに加担してきた側なんですけれども、ただ、やはり受けとめられる側からすると、特に小規模のところはなかなか読むだけでも大変とか、理解するだけでも大変とかというようなことが多いでしょうし、そういったことを考えますと、できるだけ簡略なことで理解も進み、また作業も計画づくり等もスムーズに楽にできるような、そういう手だてもどんどん行政の側でも講じていく必要があるだろうなというふうなことを感じました。

先ほど来、この資料の1を見ておまして、私がふと目にとめたのは、この3ページの下の大きな表ですが、全般の中の下側の県の支援の充実というところですね。下から4番目のところ、例えば事業者名と事業者の数値を入れればでき上がる

くらのマニュアルを示すとか云々というようなことが書いてありますけれども、似たような話が別にもありました。ちょっと余談を申し上げるようですが、膜ろ過の装置入れると、まあ多少経費はかかるかもしれませんが、非常に楽ですよ、いいですよというふうなことを私も宣伝したことがあるんですけども、そういったときに、ある事業体のトップの方が、例えばこういう蛍光灯ですとか電球ですとか、こういうものを替えるように膜のモジュールを取りかえることができれば非常にありがたい。膜モジュールというのは、ある程度使えばやはり交換していかなくちゃいけないものですから、そういうものがだめになったときにぱぱっと取りかえられるというのは非常に楽、ありがたい。それは確かにそうなんです。よくわかるんです。ただ、問題がありまして、電球なんかはもう規格化されているからいいんですけども、蛍光灯もそうですけれども、ただいかにせん膜モジュールは必ずしもそうじゃなくて、会社によってサイズから何から違うので、なかなかそうはいかないということで、そういうものを標準化しようとかというふうな話もありました。

今のこの下から4番目の記載もまさにそれに近いような内容のことが書いてあります。物事が全部これで済めば言うことではないんで、こんなふうにはいかないのは重々皆さん承知されていると思うんですが、でもやはりそういったことを乗り越えて、できるだけ、もう1事業体で1名ではなくて0.5名ぐらいのところでも何とかやれるというような、それぐらいのものを提供していくような工夫はやはりどこかがやらなくちゃいけないんだろうなというふうに思っております。それができたら、またもう少しきちんとしたもの、先ほど来のアセットマネジメントじゃないですけども、それができればさらにもう少しレベルを上げて、あるいは精度を上げてというふうなことも可能になってくるんだろうと思うんです。そういったことも念頭に置きながら、関係者みんなで工夫なり努力はしていければいいなと思ってお話を聞いておりました。

ほかに何かご質問等がございましたら。どうぞ。

酒井委員

質問なんですけれども、67ページのところの事業者の数が、例えば全事業者で母数が80になっているところと、先ほどのアセットマネジメントだと50になっているところというふうな母数の違いがあるところがあるのは、まずこれはどういう振り分けでこうなっているのか教えてください。

事務局

確かに今までにいただいているご意見でも、事業数、事業者数、法適用事業数とか、いろいろな集計の範囲があってわかりづらいというご意見はいただいております。

まず、全般的なところはビジョンの9ページをごらんいただければと思うんですけども、先ほど80という数字、事業数に関しましては、経営主体で見てください、9ページの表3-1のところは水道事業の数で見えております。下に水道の定

義と区分というものがあまして、水道事業事業者数、*1になっているものが公82、公営の事業主体が82ございます。そのうち、ちょっと後のほうでいろいろ書いてあるんですけども、ここには既にもう事業を統合しているところが含まれていたり、あるいは事業未実施で今後も実施する予定がない事業者が含まれておりまして、正味すると、今後も引き続き経営をしていく公営の主体としては80になるというところを事業者数としています。

そのうち、先ほどの50という数字に関しましては、上水道と用水供給を行っている事業の数でございます。

酒井委員

ありがとうございます。それで、今ちょっと最後読んでいて気になったのが、検討の場のところなんですけれども、検討の場を設けるというふうなのが76ページのところに県の役割として書いてある部分があります。このところは、これから広域化のところとかですごく大事になる部分だと思うんですが、なので最後のページの県の役割のところにもこの部分はピックアップされていると思うんですけども、これに9圏域10地区というものの対象となるものというのは、先ほどで言うと、80の事業体の全部ですよ。全部ということになりますよね。その中に、当然先ほどのだと、例えばアセットマネジメントの話であれば、簡易水道の分に関しては38年以降で検討を始めるとかいうふうに、このビジョンにのっとったときに、それぞれの動きでやっぱり足並みがそろわない部分というのがあると思うんですけども、全部がこの検討の場で同じようにというか、気になっているのは、自分たちのところはこの検討の場に呼ばれて話ができるけれども、置いていかれている、拾い上げてもらえていないのではないかという印象が、やはり小さなところになるとすごくついてしまいがちになるのではないかという気がするんです。特にこの業務状況とか施設状況が抱える課題がどこまでクリアできたか、どこができていないか、並べるのはすごく大事だと思いますし、どこまで進んだかという進捗状況のところもある程度のスパンで確認していくことになると思うんですけども、当然ほぼ5年間進まないというようなところも出てくるだろうということが気になるし、そのときに、まず今読んだときの印象では、大きなところはどのくらい、どういうふうに進んで、だからここは連携できるというふうなのがでてきたほうが、進むという意味ではいいんだと思うんですけども、一方で、大きくなった分、そこにうまく入り込めないと置いていかれてしまうというふうな印象になる部分が出てくるのではないかなという気がしまして、文章に反映できるかどうかはともかくとして、そのこのところの全部をフォローするというところを何か考えられる部分があったほうがいいかなという気がします。

国包委員長

今のご質問、ご指摘は、ちょっと私もよく理解できていない部分があるかもしれませんが、酒井委員に部分的にお答えをすれば、21ページを見ていただきたいんですけども、このページに大きな表がありますですよ。それで、3—14と

いう表ですけれども、地方事務所という一番左側の欄に佐久とか上小、諏訪、上伊那、ずっとこう入っていますけれども、これが今は10なんですかね、10に分かれていますよね。私が申し上げるのも変ですけれども、地方事務所がこうあって、それでそれぞれが基本的にはこの後、途中からは圏域ということで表現されているものに相当するわけですよね。まあ一部は2つを1つにというのがありますけれども。それで、その隣の欄に事業者名ということで、佐久であれば小諸市ですとか小海町ですとか、その他いくつかがありますけれども、これは後で事務局のほうから確認をいただきたいんですが、私の理解では恐らくこの佐久地方事務所の傘下にこれだけの事業体があって、これで簡易水道も含めて全部含まれているということだと思うんですよね。ですから、佐久の圏域で事業者全部集まってくださいということで圏域ごとの検討会を開くとすれば、これら全事業者に声がかかって皆さんが集まってこられる。ですから、ビジョンの進捗状況と言えいいんでしょうか、ビジョンに書かれていることがどこまで現実に進んだかとかというような、そういったことを確認するなりというときには、当然この佐久であればこれだけの全事業者を対象に行われるんで、進んでいるかどうかは別にして、そういった場からどこかの事業者が漏れるということは、それはあり得ないという理解でいいと思うんです。それが先ほどのご指摘のことに対する私なりの理解ですけれども、足りない部分があればまたおっしゃっていただければいいですし、事務局のほうからご説明いただければありがたいですが。

あともう1点、この表を今見ていただいたのは、その前のご質問で80とか50とかというご質問がありましたですけれども、あれも先ほどの9ページもさることながら、むしろこの表で見ていただいたほうが、より正確にわかっていただけるだろうと思います。といっても、これは一々丸の数とか丁寧に見ながら数える必要はあるんですけれども。ただ、一部、これは例外とかなんとかというのものもあるかもしれませんし、ここから先は私のコメントなんですけれども、お願いなんですけれども、そういった疑問は当然出てくると思いますので、できるだけ丁寧に、くどい表現になっても仕方がないと思うのですけれども、できるだけわかりやすくなるように、誤解がないように、説明なり随時加えていただければありがたいなと思いました。

以上です。

事務局

わかりました。すみません、先ほど9ページを参照したんですが、今のところもそうなんです、恐らく一番今の状況でわかりやすいのは、34ページの圏域一覧のところの表が多分恐らく一番わかりやすいのかなと思ひまして、いずれにしろ80とは何ぞや、50とは何ぞや、あるいは法適用と非適用の数字ですとか、そういったところを事業者一覧で、そういった場合どこが該当するかとか、合計の数は何かみたいところは、ちょっとすみません、足して掲載しようと思います。ありがとうございます。

国包委員長

酒井委員のほうから何かございましたか。

酒井委員

私のほうもちょっと頭の中で整理できないまま話をしてしまった部分があるんですが、76ページの検討の場というのがすごく大事なものであるという意識がどうもすごくあるんです。私の中でというふうな言い方をしておいたほうがいいと思うんですけども、これが広域化を検討して、この広域化というものがそもそも安定とか持続とか強靱とか全てのところに絡んでくるから非常に大事なものであるというふうな意識があって、そうすると当然この検討の場でそれぞれの圏域で話をしていくので、状況はそれぞれで変わっていく。ただし、圏域同士ですごく差がついてしまっただけではないから、その全てをまとめて県のほうで状況の把握もするし調整もするというふうになると思うんですけども、当然圏域ごとにその状況がだんだんそれぞれ同士で変わってくるとか、簡易のところを多く持っているところとそうでないところとみたいにすごく変化がってくると思うんですけども、それをどう反映するかということだったりとか、あるいはうちのところはその部分があるので、特に例えば伊那とかのあたりというのは、簡易のところもあるし大きいところもあって、それを全体がフォローするような計画もないわけではないというふうな話も紹介いただいたと思うんですけども、うまくいくところといかないところみたいなのがあったときの、何と言えればいいんでしょうね、この調整のぐあい、それを共有する、共有は多分圏域の中での共有というのはそれなりにできてくるだろうし、ただ、うちはほかに比べてうまくいかないみたいな部分を思ったりするところも出てくるとは思うんですけども、その全体の調整の部分の話がちょっとないかなという印象、これで通じますかね。あと、期間というか、どのくらいの頻度みたいなのも、それを入れる必要があるかどうかはわからないんですけども、そういったものを、だから例えば各圏域で話を進めて調整をして、そのフォローアップをしながら、5年後のところまで全体のものをみたいな話であったりとか、当然そういうふうな計画はあるだろうと思うんですけども、全体の話というふうなものもあると、県内におけるばらつきみたいなのがないというか、調整できるようになるとか、そういったことがあるのではないかなという印象なんです。大丈夫でしょうか。ちょっと整理できなくて。

国包委員長

私は理解したつもりでおりますし、事務局の皆さんももちろん理解されていると思いますので、どうぞ。

事務局

多分イメージとしては全体、本当に全県の会みたいなのがあって、その下に圏域ごとがぶら下がっていて、それで圏域ごとの議論がその全体の会議にフィードバックされて、そこで情報交換とかがされるといった形になると思います。

酒井委員

さらに圏域の中でまた作業部会みたいなやつにこれはなっていると思うんですけ

れども。

事務局

そうですね、これは一応圏域ごとの進め方という形になっていまして、確かにその上に全体の会をつくるという検討もしたんですが、80の事業者がある中で、皆さんで集まってどこまでできるかなというのが正直なところであります。それで、市町村課や企業局も含め、県の中で圏域ごと議論のフォローはして行って、それで各圏域に水道の担当者がおりますので、ほかの圏域ではこういう状況にあるよというような情報提供を、適宜圏域の会議にフィードバックをしていく、ということが1つ現実的な方法かなと考えております。

また、県のほうで事務局をやらせていただいています。長野県水道協議会という公営の事業者さんが皆さん入っていらっしゃる団体がございまして、年に2回、研修会を中心に、ほかにも細かい集まりをさせていただいたりはしております。そういった場で各圏域の議論の動向ですとか、そういったことをご紹介することで対応していくということが、全県の会議というものを設置するよりは機動的なのかなというように考えて今の状況になっております。

国包委員長

よろしいでしょうか。

ご参考までにですけれども、今日この場ではまだ出ておりませんが、私、非公式に事務局の方々とお話をしたときに、場合によってはモデル事業的なことを何か行うようなことも考えられなくはないというようにお話をございました。酒井委員の話の伺っていて、どこか落ちこぼれが出てしまうとまずいかもしいかないという、そういったことも懸念されているように感じたんですけれども、そういったことだけではなくて、当然それはそれでまたきちんと手当てをしていく必要があるかと思えますけれども、ただ、こういうことですので、モデル事業的に限られたどこかに先行して走ってもらって、うまくいけばそれをそのほかのところも見ていただいて、それについて行っていただくといったやり方もあるかと思えますので、そういったことも可能性としてはあるだろうなというように私は思っております。あくまでもご参考までにですけれども。

ほかに何かございますでしょうか。

佐藤委員

では、今、圏域の話が出ていて、34ページの資料でちょっと質問になります。

今、圏域の中で、広域水道事業者として用水供給事業者が幾つかありますけれども、これについては、厚生労働省の新水道ビジョンの中では、用水供給事業者は役割を終えたというような整理、記載になっているかと思えます。今回のこの長野県のビジョンにおいても、計画期間が平成38年度までということをかながみると、この用水供給事業のあり方について少し言及ができないものかどうか、何かあれば意見をいただければと、質問いたします。

事務局

用水供給事業ですけれども、特に厚生労働省では、垂直統合とかそういう形では出てはいるんですけれども、比較的うちの県で言うと、圏域を総括して見ていただけるといふか、その辺、広域というか、行政界を超えて事業を運営していただいているところではあるので、そういう形で、例えば厚生労働省の言うように、役割は終えたとか、そういうふうな形での見方は今のところしていないんですけれども。

事務局

今、本県で、用水供給といたしますと、上伊那地域での用水供給と、それから企業局がやっていますのは松本地域の用水供給がございます。33ページのところに、松本圏域のところ、一番上の広域連携の取組というところの中で、今、企業局のほうでも関係市町村のほうとの意見交換を実施するという中で、方向性についてはこれから議論を深めていくことが必要だろうとは思っております。

それから、あと上伊那地域が31ページですか、ここも、上伊那につきましては、もともと広域水道整備計画では垂直統合をするという計画にはなっておりますが、現実にはなかなかできていないというのが実態です。今すぐにこの計画どおり進むということにはなかなか至っていないわけですが、今回、検討の場の設置を含めて、再度その広域連携につきまして議論を深めていきたいと考えております。

佐藤委員

重ねて、追加の質問になりますけれども、今回のビジョンは一応平成38年度までのので、その時点まで一応検討という形で今回の資料を出すのがいいのかどうか、少し気になったという点。それと、今、ご紹介いただいた用水供給3団体ぐらいでしょうか、実際に数は少ないんですが、それぞれの団体との意見交換の際に出された意見とか、もしあればご紹介いただければと思うんですが。

事務局

まず、先ほどは話に出ませんでしたでしたが、浅麓水道企業団という佐久の用水供給をやられている団体、こちらのほうは、ちょうど先ほど見ていただいていた、そうですね、34、35ページあたりを見ながらですけれども、浅麓水道企業団さんが小諸市、御代田町、軽井沢町、佐久水道企業団に対して用水供給をされているんですが、用水供給量が各事業者さんの中でそんなに割合が多くありません。佐久水道企業団という上水道もあって、用水供給をやっている広域もあって、若干二重になっているようなところもあるのではないかというような話は、前々回、去年の検討会でも話をさせてもらったんですが、垂直統合を目指していくのかということに関しましては、今の時点でどうこうというところの意見までは至りませんでした。ただ、地域において広域の企業団さんがあることによって、一般行政から切り離された水道専門の職員が確保されているというところの強みにはつながるよねということで、その人たちをうまく使っていくという方法を考えていくということも一つの手立てじゃないかというような意見はありました。

松本地域に関しましては企業局のほう詳しいかと思いますが、やはり特に受水

団体の方から、企業局でつくられている経営戦略などと、うちのここで作っているビジョンのところで整合をとってほしいということはすごく言われていまして、その意図するところは何かという、こちらで広域化の方向性というものを示すのであれば、企業局のほうでもそういうことを考えてほしいというようなことは受水団体さんから出されております。企業局としても、別にスタンスとして垂直統合をしないという結論を出しているわけではなくて、今も水道のあり方の研究をされているという中で、いろいろな検討を進めていって、しっかりと検討した上で判断が必要ということであるのであれば、それはそれで進めていくということでお話を伺っております、水道行政部局としてはそこを見守っていくというスタンスでおります。

上伊那の地域に関しましては、今のところ、計画のほうが大分前にできているもので、徐々に進捗はしてきたんですが、垂直統合には今のところ至っていないという状況の中で、こちらのほうは資料1の中でたしか載っているかと思うんですが、資料1の10ページのところです、ページが分かれてしまっていて申しわけないのですが、検討の場の設定のところですけども、現在、用水供給料金の見直しを行っていて云々と。それで、将来を見据えてということを見ると、受水5市町村だけじゃなくて、受水をされていない団体を含めて、あくまでも例えばですが、上伊那の南のほうが生産区域外ですので、そちらのほうにもう一つ水源を設けていってというようなことで、そういったことも柔軟に考えながら、地域全体の水の供給のあり方を考えていきたいというようなお話は企業団さんから出ていました。上伊那に関しましては、過去の計画の背景等もありまして、皆さん普段から顔を合わせている中で、当然垂直統合云々というところを否定をしておかかっているということではないんですが、今のところではなかなかそこまでは踏み込めないというようなところが正直なご意見というところでお伺いしておるところです。

佐藤委員

承知しました。では、この最終的なビジョン取りまとめまでにまた変化、あるいは書き込めるようなことがあれば、最終的に盛り込んでいただければということをお願いしておきます。以上です。

国包委員長

どうもありがとうございます。私もそれくらい、今最後に佐藤さんおっしゃったくらいのがせいぜいのところかなというように思っております。余り無理はできないですし、勝手に事務局で鉛筆をなめてというわけにはいかないと思いますので。

ほかに何かございませんか。

島田委員

この資料1の5ページ、これ厚労省のほうでも給水区域の縮小ということについての議論を今しているんですけども、県のほうで認可されている中で、ここに多様な給水体制の検討ということで大北のほうから、わずか2戸のために1,000万円か

けて給水区域を拡張することになるような事例が今後多発すると思うって意見が出ているんですけども、これは県の範疇、認可の中で、具体的に、結局長野市もそうなんですけれども、1戸残っているだけで給水義務が発生してしまうので、今、大体水道の施設というのはみんな配水池からのレベルでエリアで設定しているんですけども、もうちょっと段階的に絞ってきて、まあ相当いろいろな権利もあるかと思うんですけども、そういうこともしていけば資産も減ってくるし、今言ったように給水義務の3条予算の維持的な業務も減ってくるような気がするんで、これは多分、さっき酒井委員も言っていましたけれども、ここら辺が一番切実なテーマだと思います。それで、もし県のほうでなるべく行政として話ができているのであれば、先進的に長野県独自の取り組みとして、地元で問題がなければ、給水区域縮小にあたっての認可を応援していただきたい。あとは多様な給水方法って言っても、聞こえはいいんですけども、なかなか給水車を買ってやるとかという話もないし、やってくれる人もいないし、コンビニでもやってくれないし、宅配業界もやってくれないという事なんで、大きな課題になっているんですけども、その辺が長野県から何か示されれば、水道事業者の人もいいような気がするんですけども。まあこれはお願いですけども、何かその辺をちょっとどこかに研究するよと一言盛っておいてもらえばありがたい。

事務局

やり方云々の研究だとかというのは、他県の先行事例もいろいろありますし、県内でも実証研究とかやられている事業者もありますので、情報提供はできるんですが、いかんせん認可上、そういった区域縮小に関してどう扱うかというところは、どうしても法律が壁になってきます。国のほうでも今、縮小することに関して、どういうふうな法的な対応をとるべきなのかということも含めて検討されているという中で、今の段階で県として縮小していいですよという話にはちょっとできないところもありますし、あるいは縮小するならこういう要件が必要ですよというところも、そこで我々が出したところで法との整合性の観点もありますので、なかなか今の段階では難しいのかなと思っております。ご指摘のとおり、この部分は恐らく今後10年間でこういう事案は多発すると思います。それは我々も憂慮をしておるところですので、そこは国の議論をしっかりと見据えながら、適切に指導をしていくと。指導というか、助言のほうになってくるかと思っておりますけれども、させていただきたいと思っております。

国包委員長

どうもありがとうございます。

今、島田委員からもご指摘があったこの5ページの下、このようなお話は、以前にお出しいただいていた資料にもちらっと記載があったのを、私、よく記憶しているんですが、確かにこういったことで小規模のところ、簡易水道とかが立ち行かなくなるというのは非常にゆゆしいことだなというふうに思っております。私、ちょっと恐縮ですが、個人的には、例えば浄水器を使ったらいいんじゃないかと思っ

ているんです、そうすれば、費用は何分の1、何十分の1とかで、かなりきちんとしたことができるはずだと思います。ただ、いかんせん、そうしようとした場合に、じゃどういう形で行政のほうが見えることができるんだという話になりますと、ここでここから先にもう進まなくなっちゃうんですね。なおさら今回の法改正でもそんなところまでは議論はなかなか出ないんじゃないかと私は思っているんですけれども、というか、現行の水道法がそういう法律でもないですし、非常にやっかいなものです。ただ、厚生労働省に、今こういった水道、まあもっと広く言えば水の供給に関して、行政上の権限がある限りは何とかしてほしいというのは率直な思いでもあるんですけれども。まあ余計なことを申し上げました。

いずれにしても、事情がどうであれ、やはりこういったケースが生じることがある、また生じても何ともできない、そういう方向で場合によっては進めざるを得ないとかいうのは、やはりちょっとまずいんじゃないかなというふうに個人的には思っておりますけれども。

何かほかにご指摘がございますでしょうか。

では、時間もかなり経過をいたしましたし、特にないようですので、今回お出しいただいた資料4の長野県水道ビジョン（原案）につきましては、一応こういうことで、基本的には原案をご了承いただいたというように理解しておりますが、幾つか細かい点については若干見直していただいたりとか、それから加筆もしていただく部分がたしかあったように思います。改めて確認はこの場ではいたしません、事務局のほうで必要な修正をしていただいた上で、この後パブリックコメント等に供していただければと思います。よろしく願いいたします。

国包委員長

それでは、議事の2番目の今後の検討スケジュールのほうに移らせていただきたいと思いますが、これについて資料がございましたね、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、今後のスケジュールに関してですが、資料5をごらんください。

本日、第4回検討委員会におきまして、水道ビジョン原案についてご意見をいただきました。本日いただいた意見も参考にしながら、また加筆修正させていただきまして、今月末からパブリックコメントに一月をかけ、県民等のご意見をいただきたいということで考えております。

その後、いただいたパブリックコメント等をもとにしまして加筆修正した上、次回、第5回の検討委員会ということで、来年2月15日を予定させていただいておりますが、その中で本日の意見、パブリックコメントの意見等を反映させたものを水道ビジョン（案）ということでお出しさせていただきます。この検討委員会の中でご了解をいただけましたら、本年3月に長野県水道ビジョンの策定ということでお出しをしていきたいということで考えております。よろしく願いいたします。

国包委員長 どうもありがとうございました。
 このスケジュールに関しては、特にご質問とかございませんでしょうか。よろしいですか。

 (異議なし)

国包委員長 それでは、ないようですので、ちょっとこの後、年度末にかけていろいろと事務局のほうは大変になるかと思いますが、ぜひ滞りのないように進めていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

国包委員長 それでは、以上で議事は終了ということにさせていただきますが、次回の第5回の検討委員会が2月15日、これはもう日にちが確定ですよね。

事務局 確定ということでよろしく願いいたします。

国包委員長 基本的には時間は同じ……

事務局 時間は基本的に同じです。会場は県庁もしくは県庁の近くで考えております。

国包委員長 わかりました。ということですので、皆様のご了解も既に日程に関してはいただいていると思いますし、よろしくご了承いただきたいと思います。

 それから、もし皆さん方のほうでまだ大事な意見を言い漏らしたとか何かありましたら、パブリックコメントも可能だろうと思いますし、またその後、必要な修正と見直しをこの委員会でやらせていただく予定でおりますので、ぜひそういう方向でご協力をいただきたいと思います。事務局のほうもパブリックコメントを踏まえてまた案の見直しとかありますでしょうし、最終的にはこの第5回の検討委員会で承認ということになるとと思いますので、皆さん方もぜひまたご意見を随時お寄せいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

国包委員長 それでは、どうも長時間ありがとうございました。これで一応の審議事項はおしまいですので、あとは事務局のほうから願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

 それでは、その他ということですがけれども、委員の皆さん方から何かございませんでしょうか。

 (なし)

事務局 最後に、終了に当たりまして水大気環境課長から一言お礼を申し上げます。

事務局 本日は、長野県水道ビジョンにつきまして、ご熱心なご審議、どうもありがとうございました。本日いただきましたご意見、ご提言につきましては、またパブリックコメントを実施しまして、寄せられた意見等を反映のうえ修正をし、成案といたしまして、2月に行われます第5回の検討委員会のほうに提出をしていきたいと思っております。引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

もうあと10日ほどで今年も終わるといふ形になりました。非常にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。新しい年が皆様にとりましてよい年になりますように祈念申し上げまして、お礼といたします。どうもありがとうございました。

事務局 以上をもちまして第4回の検討委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。